

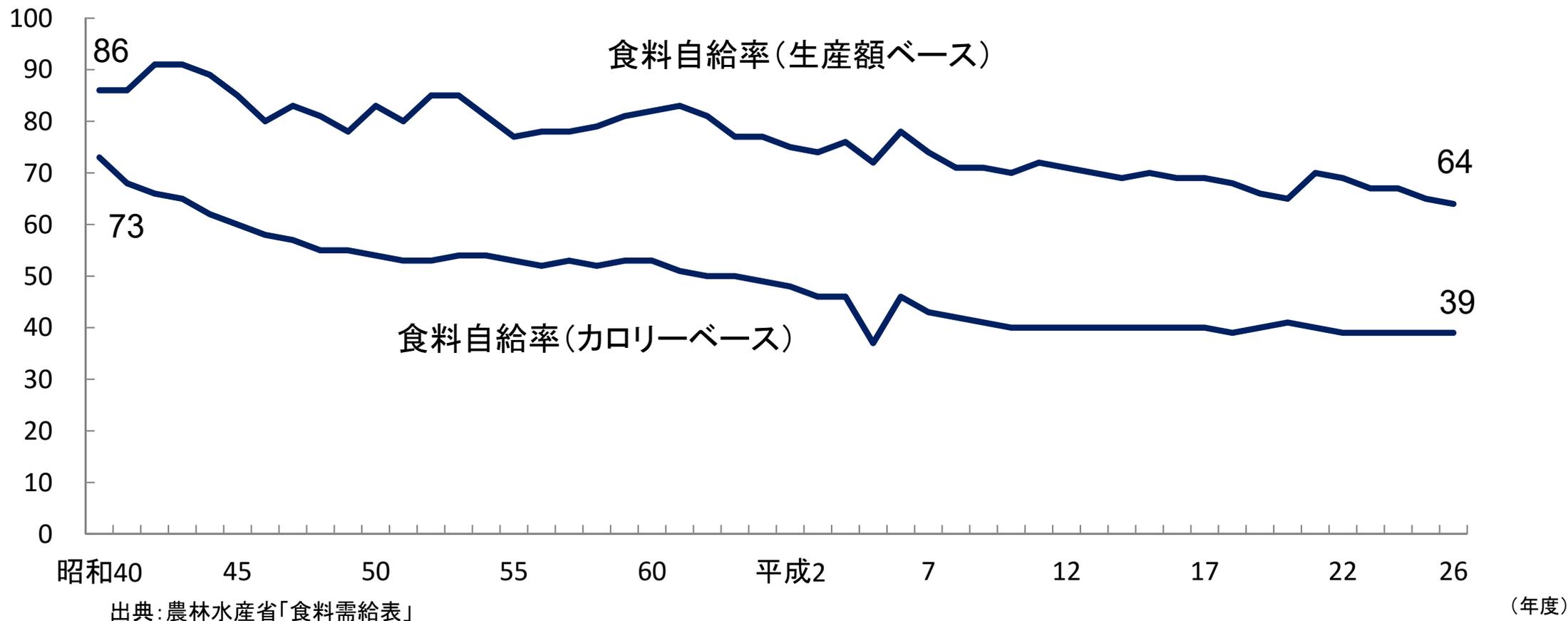
# 我が国の食料政策について

---

平成28年3月  
農林水産省

# 食料自給率の低下

## ○ 食料自給率の推移



## ○ 諸外国との食料自給率の比較(カロリーベース) 単位: %

国名	カナダ	豪州	フランス	米国	ドイツ	イギリス	イタリア	スイス	韓国	日本
自給率	258	205	129	127	92	72	61	55	41	39

※日本は2014年度、韓国は2013年度、スイスは2012年度公表値。その他の国は2011年における試算値。(農林水産省「食料需給表」)

# 一人当たりの食事の内容と食料消費量の変化

ごはん

牛肉料理

牛乳

植物油

野菜

果実

魚介類

昭和  
40  
年度



1日5杯



(1食150g  
換算)

月1回



(牛乳びん)

週に2本

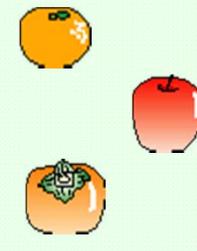


(1.5kg  
ボトル)

年に3本



1日300g程度



1日80g程度



1日80g程度

平成  
26  
年度



1日3杯

〔自給可能〕



月3回

〔飼料は輸入〕



週に3本

〔原料は輸入〕



年に9本



1日250g程度



1日100g程度

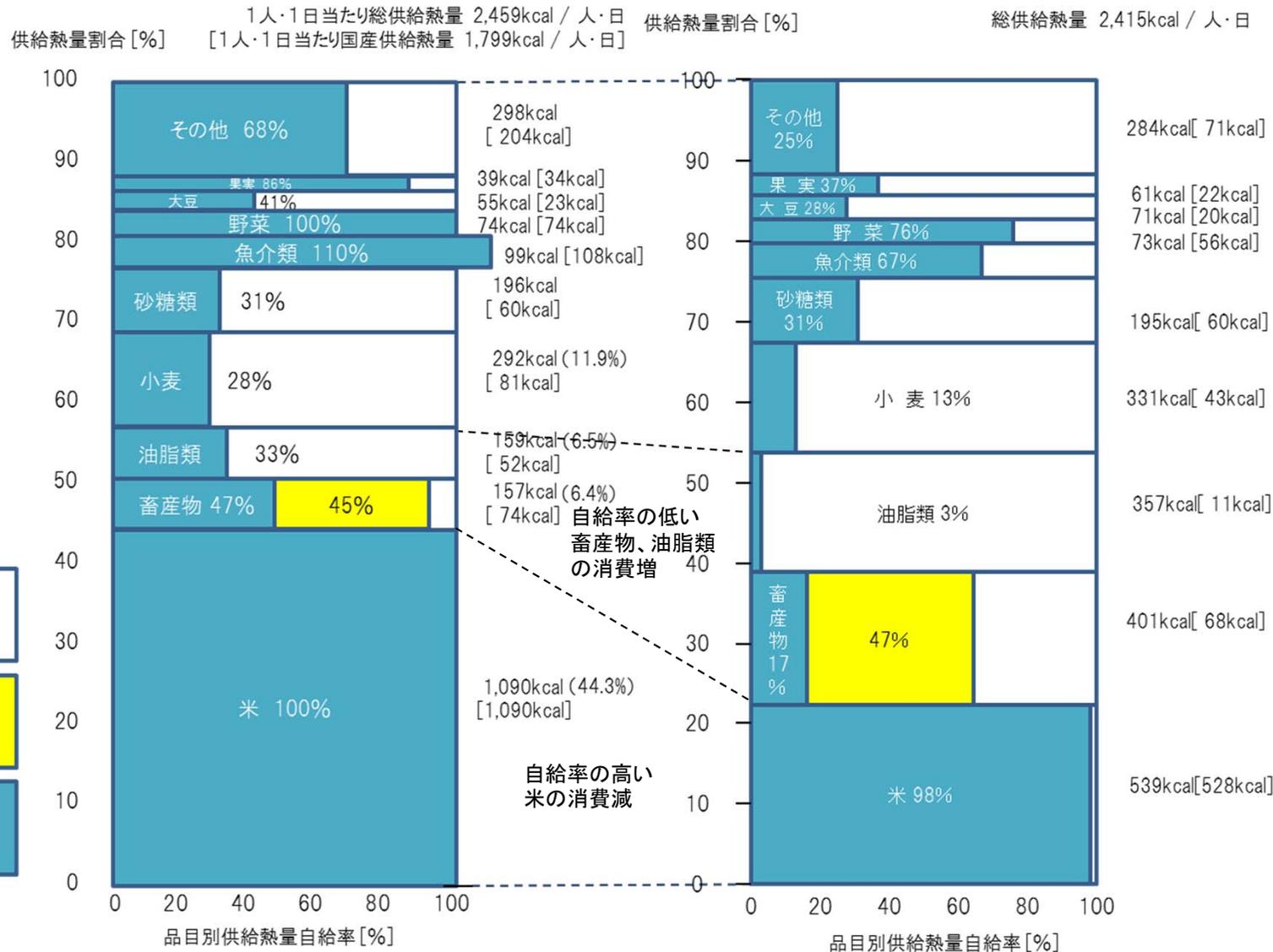


1日75g程度

〔加工品の輸入が増加〕

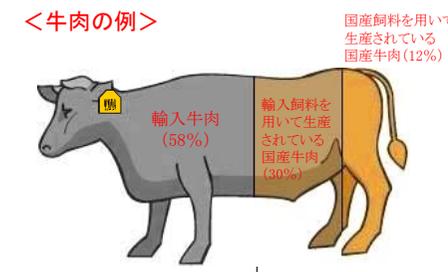
# 食料消費構造の変化と食料自給率の変化

○ 自給率の高い米などが消費量減の一方、自給率の低い畜産物や油脂類などの消費量増が主な原因となって、食料自給率の低下につながっている。



[参考]畜産物の生産に要する飼料について

- ①国産飼料で肥育  
→畜産物も自給部分として自給率に寄与。
- ②外国産(輸入)飼料で肥育  
→輸入飼料由来の畜産物生産になるため、畜産物を「自給」したとは言えず、自給率に寄与しない。



↓  
飼料自給率が、畜産物の自給率に影響

(参考)飼料自給率の推移  
55%(昭和40年度)  
→ 27%(平成26年度)

凡例

- 輸入部分 (白)
- 輸入飼料部分 (自給としてカウントせず) (黄)
- 自給部分 (青)

【昭和40年度】 (カロリーベース食料自給率 73%)  
【平成26年度】 (カロリーベース総合食料自給率 39%)

## 施策推進の基本的な視点

- 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保

食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化

需要や消費者視点に立脚した施策の展開

農業の担い手が活躍できる環境の整備

持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開

新たな可能性を切り拓く技術革新

農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

## 中長期的な情勢の変化の見通し

### 食料・農業・農村をめぐる情勢

高齢化や人口減少の進行

世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展

社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化

農地集積など農業・農村の構造変化

多様な可能性(国内外の新たな市場、ロボット技術等)

東日本大震災からの復旧・復興

## これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定

今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

平成12年3月決定 基本計画

平成17年3月決定 基本計画

平成22年3月決定 基本計画

ことにおおむね5年ごとに見直し

## 食料自給率の目標

- 食料自給率目標は**実現可能性を考慮**して設定  
【カロリーベース】 【生産額ベース】  
39%(H25) → 45%(H37) 65%(H25) → 73%(H37)

### 食料自給率の目標

- ・食料消費の見直し
- ・生産努力目標
- ・総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)
- ・飼料自給率

- **食料自給力指標**を初めて公表

### 食料自給力(食料の潜在生産能力)

- ・食料自給力指標  
食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

## 講ずべき施策

### 食料の安定供給の確保

- **食品の安全確保**と、食品に対する**消費者の信頼の確保**に向けた取組の推進
- **食育の推進**と**国産農産物の消費拡大**、「和食」の**保護・継承**の推進
- 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、**6次産業化**、**農林水産物・食品の輸出**、**食品産業の海外展開**等を促進
- 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、**総合的な食料安全保障**を確立

### 農村の振興

- **多面的機能支払制度**、**中山間地域等直接支払制度**の着実な推進や**鳥獣被害への対応強化**
- 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「**集約とネットワーク化**」など**地方創生**に向けた取組の強化
- **都市農村交流**、**多様な人材の都市から農村への移住・定住**等の促進

## 【基本計画と併せて策定】

農地の見直しと確保

農林水産研究基本計画

農業構造の展望

魅力ある農山漁村づくりに向けて

農業経営等の展望

## 農業の持続的な発展

- **力強く持続可能な農業構造の実現**に向けた**担い手の育成・確保**、**経営所得安定対策**の着実な推進
- **女性農業者が能力を最大限発揮**できる環境の整備
- **農地中間管理機構のフル稼働**による担い手への**農地集積・集約化**と**農地の確保**
- 構造改革の加速化や国土強靱化に資する**農業生産基盤の整備**
- **米政策改革**の着実な推進、**飼料用米等の戦略作物の生産拡大**、**農業の生産・流通現場の技術革新**等の実現
- **気候変動への対応**等の推進

## 東日本大震災からの復旧・復興

- 農地や農業用施設等の**着実な復旧**等の推進
- **食品の安全を確保**する取組や**風評被害の払拭**に向けた取組等の推進

## 団体の再編整備

- **農協改革**や**農業委員会改革**の実施
- **農業共済団体**、**土地改良区**の**在り方**について、**関連制度の在り方**を検討する中で、**検討**

# 基本計画本文(米関係抜粋)

## 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 2. 農業の持続的な発展に関する施策

#### (6) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

高齢化や世帯構成の変化、ライフスタイルの多様化等が進む中で、加工・業務用需要の増加など需要構造等の大きな変化に対応するとともに、輸出拡大も見据えた生産・供給体制の整備を推進する。

#### ① 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大

高齢化、人口減少等による米の消費の減少が今後とも見込まれる中で、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進する。

##### ア 米政策改革の着実な推進

需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金による支援、中食・外食等のニーズに応じた生産と播種前契約、複数年契約等による安定取引の一層の推進、県産別、品種別等のきめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を推進する。

こうした中で、定着状況をみながら、平成30年産からを目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組む。

また、それまでの間、行政による生産数量目標の配分の工夫等の必要な関連する施策全般について、工程を明らかにしながら取り組む。

#### イ 飼料用米等の戦略作物の生産拡大

飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本作化を推進する。品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じて情報提供する。

飼料用米については、全国、地方ブロック、各県（産地）段階に整備した関係機関からなる推進体制を活用し、米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進する。また、地域に応じた栽培体系を確立するため、多収性専用品種の開発と導入や新たな栽培技術の実証を推進する。さらに、生産・流通コストの削減と安定的な供給・利用体制の構築を図るため、担い手への農地集積・集約化を加速化しつつ、既存施設の機能強化や再編整備、新たな施設、機械の導入等を推進するとともに、紙袋からフレキシブルコンテナや純バラ（トラックの荷台等に米をバラで直積み）での流通への転換、シャトル輸送（帰り便の活用）、配合飼料工場を通じた供給体制の整備、畜産農家における利用体制の整備等を推進する。

米粉用米については、多様な用途に対応した加工技術の改良、開発及びその普及による加工コストの低減、新たな米粉製品の開発等の取組を推進する。

麦、大豆については、実需者ニーズに対応した生産・供給を推進するため、地域条件に適應する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進する。

平成37年度における食料消費の見通し及び生産努力目標(米部分抜粋)

品目	食料消費の見通し				生産努力目標 (万トン)		克服すべき課題
	1人・1年当たり消費量(kg/人・年)		国内消費仕向量(万トン)		平成25年度	平成37年度	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度			
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	57	53	857	761	859	752	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食の簡便化志向、健康志向等の消費者ニーズや外食・中食等のニーズへの対応</li> <li>○ 行政による生産数量目標の配分に頼らない需要に応じた生産</li> <li>○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減</li> </ul>
米粉用米	0.1	0.7	2.0	10	2.0	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 最終製品価格を押し上げている製粉コストの低減や新たな米粉製品の開発</li> <li>○ 米粉の特性、メリット、新製品等の情報の十分な伝達</li> <li>○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上</li> <li>○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、資材費の低減等による生産コストの低減</li> </ul>
飼料用米	-	-	11	110	11	110	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実需者ニーズに応じた安定生産と畜産経営における利用拡大</li> <li>○ 多収性専用品種の導入や地域条件に応じた栽培技術の確立等を通じた収量向上</li> <li>○ 農地の集積・集約化、新技術等の開発・導入、飼料原料用としての生産管理手法の導入、資材費の低減等による生産コストの低減</li> <li>○ 飼料原料用としての供給・利用体制の整備による流通コストの低減</li> </ul>

注: 国内消費仕向量は、1人・1年当たり消費量に人口(平成25年度 1億2,730万人、平成37年度(推計) 1億2,066万人)を乗じ、これに減耗量(米ぬかなど)等を加えたものである。

<参考データ>

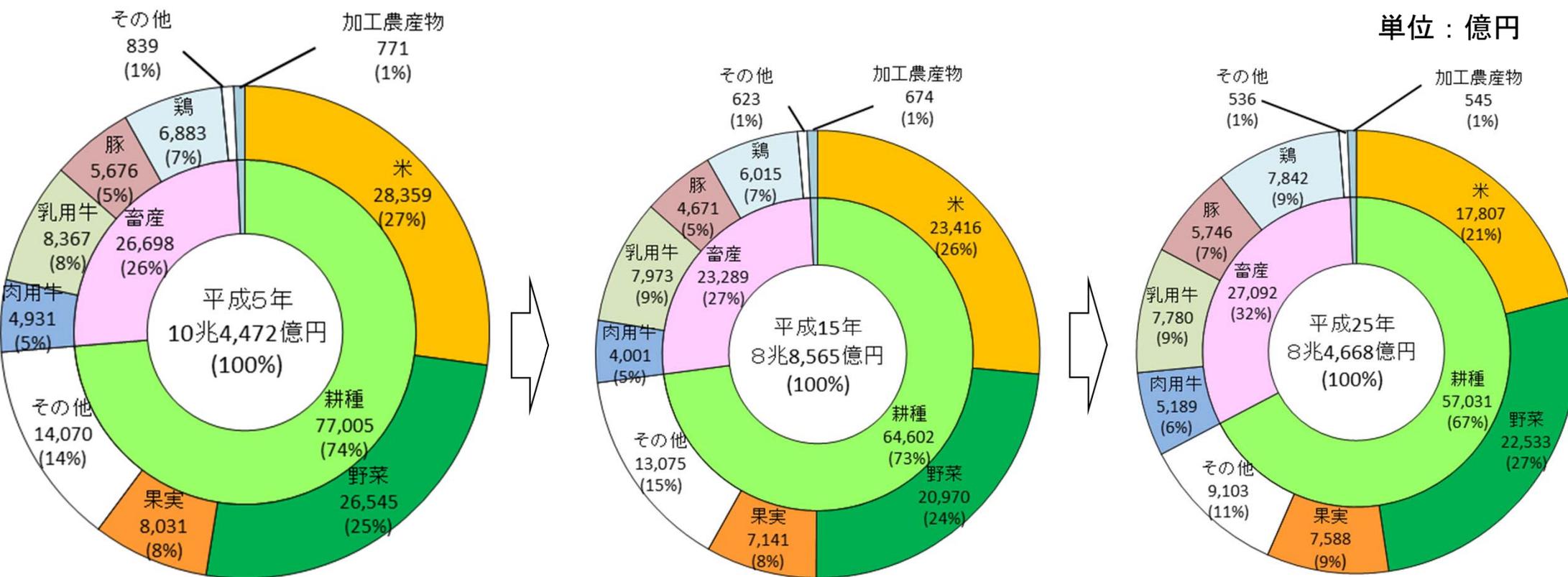
品目	10a当たり収量		作付面積		品目別自給率	
	(単位:kg)		(単位:万ha)		(単位:%)	
	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度	平成25年度	平成37年度
米 (米粉用米、飼料用米を除く)	530	540	160	139	96	97
米粉用米	512	580	0.4	1.7		
飼料用米	511	759	2.2	14		

注: 平成25年度の米(米粉用米・飼料用米を除く)の10a当たり収量は、作物統計における水稻(米粉用米を含み、飼料用米を除く)の値であり、平年収量を用いている。  
米粉用米、飼料用米、小麦、大麦・はだか麦及び大豆の平成25年度の10a当たり収量の実績は平均収量である。

# 農業総産出額の推移

○ 農業総産出額は近年減少傾向にあり、平成25年の総産出額は8.5兆円で、20年前に比べると約2兆円（23%）減少。米の割合が低下する一方で、野菜及び畜産の割合が相対的に増加。

単位：億円



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注1：耕種のその他は、麦類、雑穀、豆類、いも類、花き、工芸農作物及びその他作物の合計である。

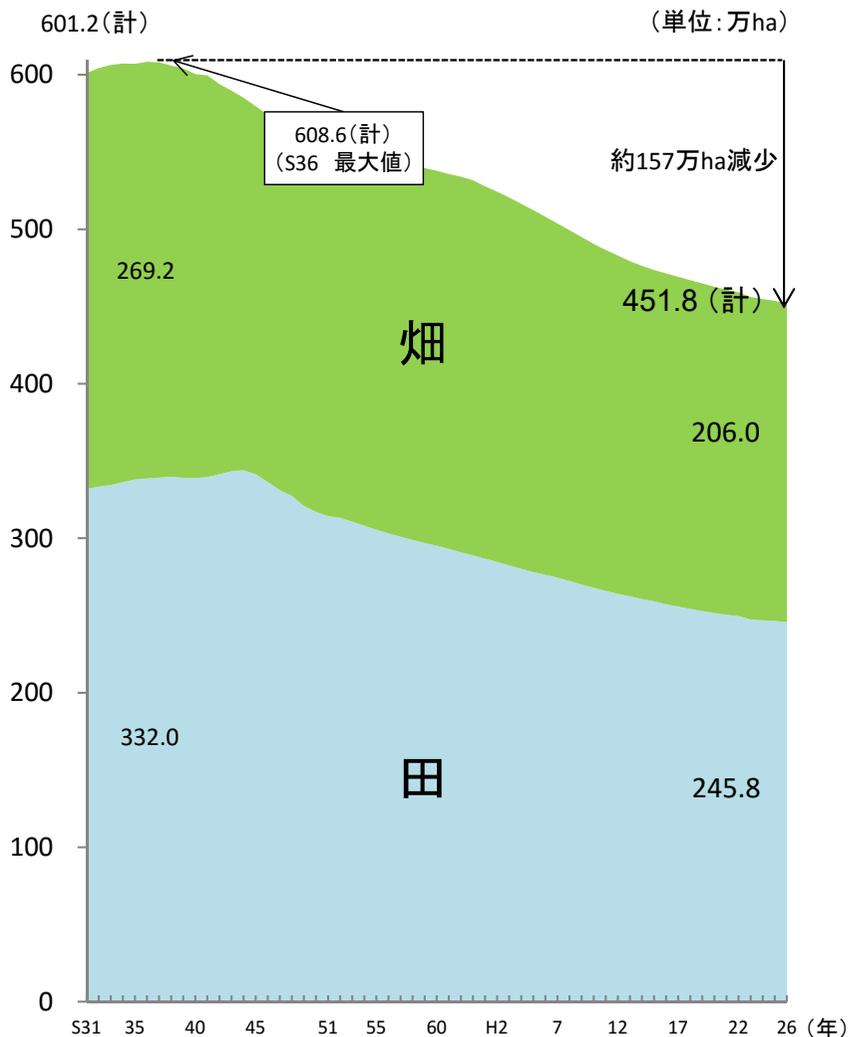
注2：乳用牛には生乳、鶏には鶏卵及びブロイラーを含む。

注3：四捨五入の関係で内訳と計が一致しない場合がある。

# 農地面積と荒廃農地面積の推移

- 農地面積は、主に宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、農地面積が最大であった昭和36年に比べて、約157万ha減少。
- 一方、荒廃農地(客観ベース)の面積は、平成25年には27万3千haであり、そのうち再生利用可能なものが13万8千ha(50.5%)、再生利用困難なものが13万5千ha(49.5%)。耕作放棄地(主観ベース)の面積は、平成22年時点で39.6万ha。

## ○ 農地面積の推移



資料: 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

## ○ 耕作放棄地等の状況

### 主観ベース

### 耕作放棄地(農林業センサス)

農地所有者(農村在住者)の主観ベースの調査

平成12年	34.3万ha
平成17年	38.6万ha
平成22年	39.6万ha

### 客観ベース

### 荒廃農地

市町村による客観ベースの調査

	荒廃農地面積計	再生利用が可能な荒廃農地(A分類)	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地(B分類)	(参考値) 再生利用された面積
平成20年	28.4	14.9	13.5	—
平成21年	28.7	15.1	13.7	0.6
平成22年	29.2	14.8	14.4	1.0
平成23年	27.8	14.8	13.0	1.2
平成24年	27.2	14.7	12.5	1.4
平成25年(実績値)	27.3 (26.5)	13.8 (13.8)	13.5 (13.2)	1.5

# 米政策改革①(生産数量目標の配分の見直しに向けた環境整備)

- 米の生産数量目標については、30年産以降は、行政による配分に頼らないで需要に応じた生産が行われるよう、27年産から工夫していくこととしている。

## 「農林水産業・地域の活力創造プラン」で決定された米政策の見直し(抜粋)

### 4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用

- 食料自給率・自給力の向上を図るため、水田活用の直接支払交付金により、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る。
- 地域の裁量で活用可能な交付金(産地交付金(仮称))により、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、麦・大豆を含む産地づくりに向けた助成を充実する。

### 5. 米政策の見直し

- 需要に応じた生産を推進するため、水田活用の直接支払交付金の充実、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進める。
- こうした中で、定着状況を見ながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。

## 今後のスケジュール

これまで

各県に単一値を配分

全国	765万トン
A県	55万トン
B県	54万トン
C県	43万トン
⋮	

27年産

都道府県段階での自主的な生産の判断を促すため、「自主的取組参考値」を付記することにより、幅を持って配分

【生産数量目標】【自主的取組参考値】	
全国	751万トン ~ 739万トン (県別シェア)
A県	55万トン ~ 54万トン (5.6%)
B県	52万トン ~ 51万トン (4.7%)
C県	42万トン ~ 41万トン (4.5%)
⋮	

28年産

自主的に飼料用米等に転換した県に不利益が生じないよう各県のシェアを固定(各県の削減率が全国一律)

【生産数量目標】【自主的取組参考値】	
全国	743万トン ~ 735万トン (県別シェア)
A県	54万トン ~ 54万トン (5.6%)
B県	52万トン ~ 51万トン (4.7%)
C県	41万トン ~ 41万トン (4.5%)
⋮	

29年産

28年産の実施状況を踏まえつつ検討(県別シェアは固定)

30年産

行政による配分に頼らない

数量目標達成のメリットである米の直接支払交付金の廃止

# 米政策改革②(米の生産コストの低減、主食用米以外の作物の本作化)

- 米の生産コストについては、日本再興戦略におけるKPI（今後10年間で担い手の米の生産コストを現状全国平均から4割低減）の実現に向けた取組を推進。飼料用米については、生産性向上に向けたKPIを設定し本作化に向けた取組を推進。
- 新たな基本計画において、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を位置づけ、水田活用の直接支払交付金による支援及び各種取組により、生産性を向上させ、本作化を推進することを記載。

## 米の生産コストの低減

### 担い手への農地集積・集約等

- 今後10年間で全農地面積の8割を担い手に集積
  - ・ 分散錯圃の解消
  - ・ 農地の大区画化、汎用化

### 省力栽培技術の導入や作期分散の取組

#### 直播(ちよくはん)栽培による育苗・田植えの省略化

- ・ 田植えに比べて生産コストを約1割削減



専用の播種機を用いて播種 無人ヘリの活用も可能

#### 作期の異なる品種の組み合わせ

- ・ 作期を分散することで、同じ人数で作付拡大が可能
- ・ 機械稼働率も向上

### 生産資材費の低減

#### 農業機械の低コスト仕様

- ・ 基本性能の絞り込み
- ・ 耐久性の向上
- ⇒ 基本性能を絞った海外向けモデルの国内展開等(標準モデル比2~3割の低価格化)

#### 肥料コストの低減

- ・ 土壌診断に基づく施肥量の適正化
- ・ 大口取引による肥料費低減

#### 未利用資源の活用

- ・ 鶏糞焼却灰等の利用 ⇒ 1割の低価格化
- ・ 汚泥中りんの有効利用 ⇒ 3割の低価格化

平成26年度補正予算「稲作農業の体質強化緊急対策事業」により、全国の主食用水稻作付面積の1/4で生産コスト低減の取組。

## 戦略作物の本作化

食料・農業・農村基本計画(平成27年3月31日閣議決定)

### 主な戦略作物の生産拡大に向けた取組

- ・ 戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ、本作化を推進。
- ・ 品目ごとの生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大。

### 《飼料用米》

- 【生産努力目標】  
 生産量 11万t (H25) → 110万t (H37)  
 単 収 511kg/10a(H25)→759kg/10a(H37)
- ・ 米産地と畜産現場の結び付け等の各種課題の解決に向けた取組を推進
  - ・ 多収性専用品種の開発・導入や新たな栽培技術の実証を推進
  - ・ 生産・流通コスト削減等のため、施設の再編整備、流通の合理化、配合飼料工場を通じた供給体制や畜産農家における利用体制の整備等を推進

### 《麦・大豆》

- 【生産努力目標】  
 小麦：81万t (H25) → 95万t (H37)  
 大豆：20万t (H25) → 32万t (H37)
- ・ 地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入
  - ・ 排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進



### ■■■ 飼料用米のKPI ■■■

基本計画に示した単収の5割向上とあわせて、担い手の米の生産コストの4割低減を目指すことにより、平成37年までに担い手の飼料用米の生産コスト(60kgあたり)を現状(平成25年)から5割程度低減(=生産性は2倍程度向上)

# 米政策改革③(きめ細かな情報提供と安定取引の推進)

- 「米に関するマンスリーレポート」での情報提供の拡充、公表の迅速化等、きめ細かな情報提供を更に推進。また、新たな基本計画における生産努力目標や、経営展望等により、各地域の特性に応じた担い手育成や所得の増大に向けて、農業関係者の具体的イメージを持った取組を推進。
- 研究会報告書を踏まえ、複数年契約などの安定取引を拡大するため、生産者と実需者とのマッチングを推進。また、民間の現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、活性化を後押し。

## きめ細かな情報提供

### 情報提供の拡充

- 相対取引価格・数量
  - ・各産地の主要銘柄  
(平成26年3月末から100銘柄程度に拡大)
  - ・情報の公表の迅速化(平成27年10月～)
- 民間在庫の推移(出荷業者・販売業者別)
  - ・全国計
  - ・産地別(平成26年3月末から新たに毎月HPで公表)
- 情報提供手法
  - ・プレスリリース、ホームページ掲載【月末】
  - ・「米に関するマンスリーレポート」を発行【月初】
  - ・「米に関するメールマガジン」を配信【月末】
- 集荷、契約、販売状況(出荷業者)(平成26年3月末から新たに毎月HPで公表)
  - ・産地別
  - ・主要銘柄別(114銘柄対象)
- その他情報(マンスリーレポートに追加)
  - ・飼料用米の需要情報(平成26年12月～)
  - ・麦、大豆の需要情報(平成26年12月～)
  - ・野菜の需要情報(平成27年10月～)

### 新たな基本計画における経営展望 (水田作における農業経営モデルの例)

新たな基本計画において、具体的なイメージを持って取り組めるよう、35の農業経営モデルを示し、水田作は7つのモデルを提示

- 対象地域：北海道・北東北
- 経営形態：家族経営
- 経営規模：30ha
  - 主食用米：10ha、飼料用米：10ha
  - 大豆：5ha、小麦：5ha、
  - 青刈りとうもろこし：5ha
- 試算結果：
  - ・粗収益：3,220万円
  - ・経営費：2,130万円
  - ・農業所得：1,090万円
  - ・主たる農業従事者一人当たり所得(労働時間)：680万円(1,390時間)

## 安定取引の推進

### 米の安定取引研究会報告書の概要

- 事前契約(安定取引)の拡大の必要性
  - ・播種前契約、複数年契約などの事前契約は、価格変動を一定の幅に収めることができるとともに、行政による生産数量目標の配分に頼らない生産を目指す米政策の見直しの実現にも資する
- 安定取引の拡大に向けた対応
  - ・需給動向以外の不透明な要因で価格が大幅に変動すれば、安定取引の拡大に支障
  - ・概算金は明確な根拠が示されず、市場価格にも影響を与えているが、透明性の高いものとするのが重要。また、その前提として需給の安定を図ることが重要
- 現物市場の活性化
  - ・多様な受渡方法など活用しやすくなる創意工夫や、丁寧な情報提供等が必要

### 生産者と実需者のマッチングイベントを開催

業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を通じて生産者と実需者の連携(マッチング)を促進



業務用米セミナー  
(平成27年1月開催)



プロユース国産米展示商談会  
(平成27年3月開催)

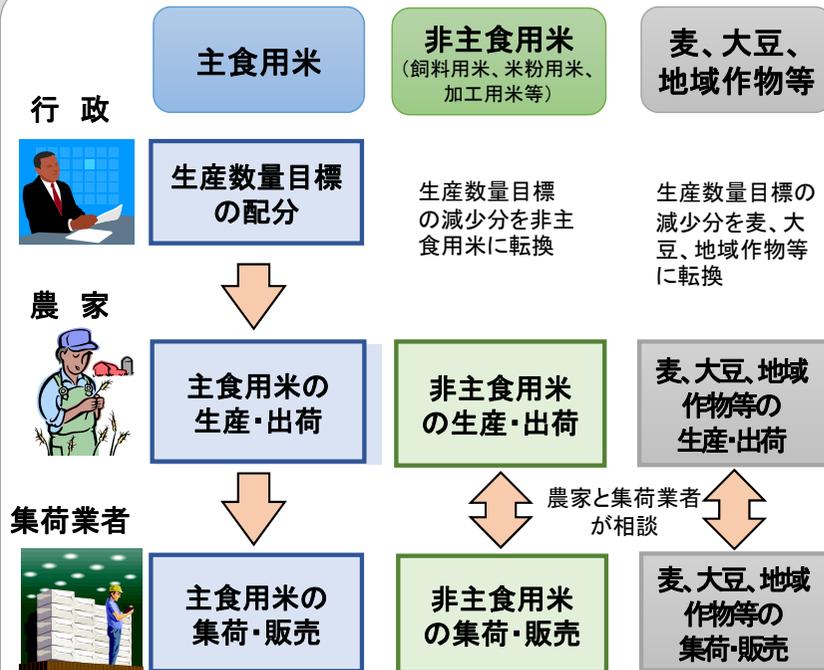
### 現物市場の活性化

「複数年産米コメ市場」、「中長期米仲介市場」等の新しい取組が開始されており、これらの情報を「米に関するマンスリーレポート」で紹介するなど、現物市場に関する情報提供の拡大等を図り、活性化を後押し。

# 30年産以降の生産のイメージ

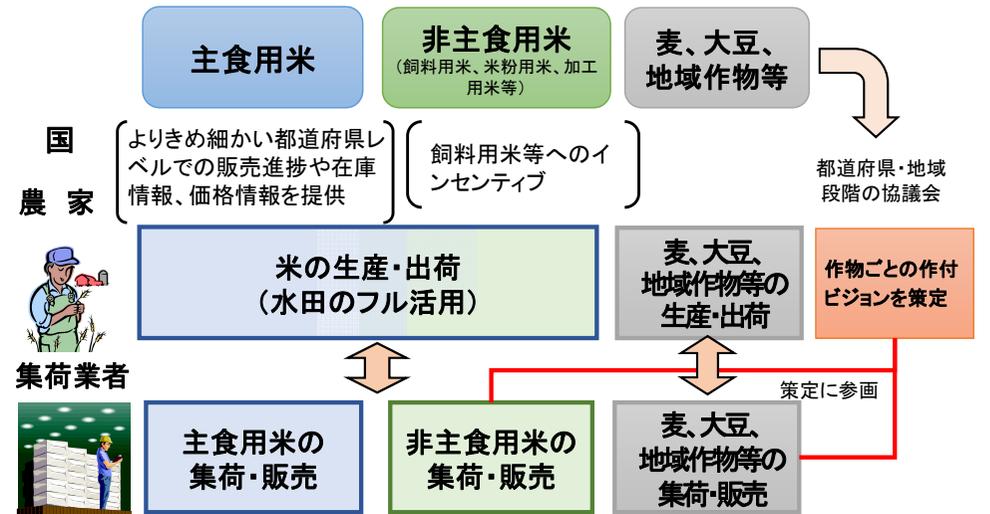
## <現在>

- 行政ルートにより、生産数量目標を個々の農家に提供しているが、現場に近づくほど一律的な配分とならざるを得ないため、生産数量目標と実際の販売実績・販売力とのギャップが発生。
- また、飼料用米等の作付へのインセンティブがいつまで続くのか不安。



## <見直し後の生産のイメージ(平成30年産からを目途)>

- 国は、
  - ① 全国ベースの需給見通しの情報発信に加え、産地別にきめ細かく需要実績や販売進捗・在庫などの情報を提供。
  - ② 併せて、飼料用米等の作付についてのインセンティブを付与。
- 都道府県・地域段階の協議会では、作物ごとの作付ビジョン(「水田フル活用ビジョン」)を策定し、適宜、非主食用米や麦、大豆、地域作物等の作付を誘導。
- 生産者や集荷業者は、これらを踏まえて、経営判断や販売戦略に基づきどのような作物をどれだけ生産・販売するかを決定。
- 消費者ニーズに応じた麦、大豆、地域作物等の魅力ある産地づくりを推進。



- ・年末から春先にかけて、
  - ① 主食用米の需給見通しや自都道府県産の在庫量等
  - ② 非主食用米の需要(ビジョン)
  - ③ 麦、大豆、地域作物等の需要(ビジョン)
 等を踏まえて、主食用米と非主食用米のどちらにどれだけ振り向けるのか、また、麦、大豆、地域作物等をどれくらい作付けるのか、生産者と集荷業者が相談。自ら販売している生産者は主体的な経営判断に基づいて決定。
- こうした仕組みにより、水田のフル活用を行いつつ、需要に応じた主食用米の生産を円滑に行うことが可能となります。

## 27年産米の作付動向（平成27年10月15日現在）

- 平成27年産については、主食用米から飼料用米、麦・大豆、WCS（稲発酵粗飼料）等への転換が進み、前年比で+6.2万ha転換。
- この結果、27年産米の主食用米の作付面積は140.6万haとなり、生産数量目標141.9万haを1.3万ha下回り、超過作付は生産数量目標の配分を開始して以来初めて解消された。

### ○主食用米及び戦略作物の作付面積の動向

		主食用米			戦略作物等（基幹作物のみ）				
		作付面積 ①	生産数量目標 ②	超過作付 ①－②	飼料用米	WCS	麦	大豆	その他
26年産	(万ha)	147.4	144.6	2.8	3.4	3.1	9.8	8.0	19.8
27年産	(万ha)	140.6	141.9	▲ 1.3	8.0	3.8	9.9	8.7	19.8
差 (27-26)	(万ha)	▲ 6.8	▲ 2.7	▲ 4.1	4.6	0.8	0.2	0.6	▲ 0.0

超過作付が初めて解消  
(平成16年産から生産数量  
目標を配分して以降初)

前年比6.2万ha増（米換算で33万t相当）＝ 飼料用米24万t＋麦・大豆等9万t  
(※ 530kg/10aで換算)

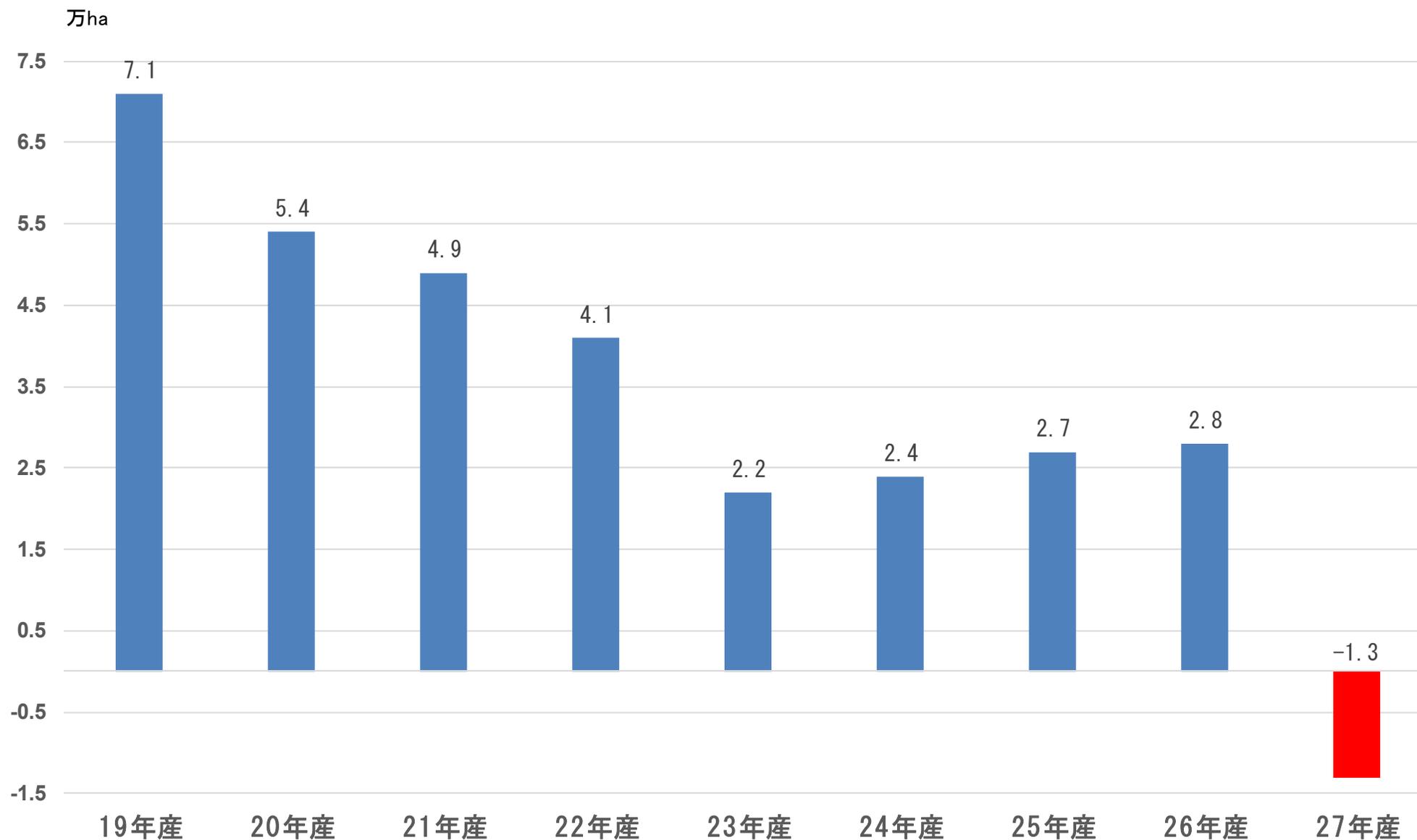
⇒ 飼料用米51万tの取組に相当

(27年産増加分(33万t)＋26年産(18万t))

注1: ラウンドにより差が異なる場合がある。

注2: 「その他」の内訳は、加工用米、飼料用米及びWCS以外の新規需要米、備蓄米、飼料作物、そば、なたね

# 27年産米の超過作付の動向



上段: 主食用米作付面積(万ha)  
下段: 生産数量目標(万ha)

163.7	159.6	159.2	158.0	152.6	152.4	152.2	147.4	140.6
156.6	154.2	154.3	153.9	150.4	150.0	149.5	144.6	141.9

# 飼料用米の生産拡大

- 主食用米の需要が減少する中で、主食用米から飼料用米など主食用米以外への転換を進めていく必要。
- 農業者の方々が安心して飼料用米等の生産に取り組めるよう、新たな食料・農業・農村基本計画(平成27年3月閣議決定)において、飼料用米等の生産拡大を位置付け、その達成に向けて必要な支援を行うこととしているところ。
- 飼料用米の生産拡大に向けて、①水田活用の直接支払交付金による支援、②多収品種の種子の確保、③カンントリーエレベータや加工・保管施設などの整備に対する支援などを実施。

## 新たな食料・農業・農村基本計画 (平成27年3月31日閣議決定)

### ■ 飼料用米等の生産拡大を位置づけ (平成37年の飼料用米の生産努力目標110万トン)

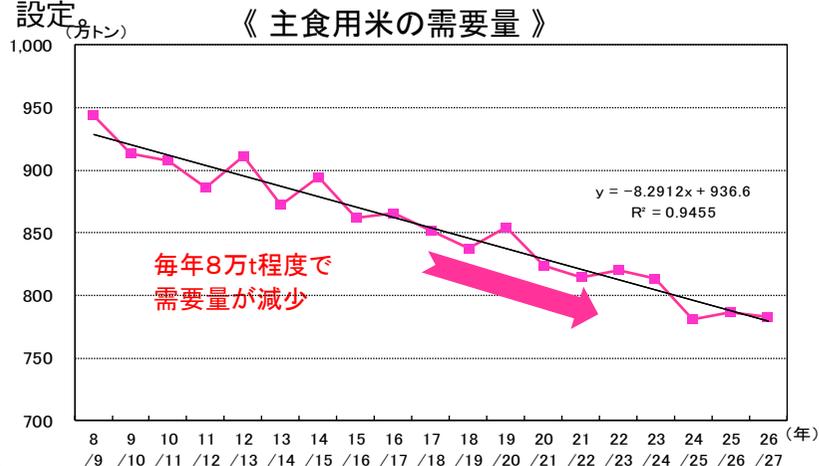
- 飼料用米などの戦略作物については、**生産努力目標の確実な達成**に向けて、**水田活用の直接支払交付金など必要な支援を行う**旨を明記。

〔食料・農業・農村基本計画〕

- ・食料・農業・農村基本法(平成11年7月制定)に基づき策定
- ・今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

### (参考) 飼料用米の生産努力目標の考え方

米価は、需要と供給のバランスで決まっており、米価の安定のためには、需要が減少する主食用米から飼料用米への転換を行うことが基本。このため、飼料用米の生産量は、主食用米の需要減少トレンドに合わせた増加を見込み設定



## << 主な支援の内容 >>

### 水田活用の直接支払交付金

- ✓ 飼料用米の実際の収量に応じた金額(5.5万円~10.5万円/10a)を交付。
- ✓ 二毛作(1.5万円/10a)や耕畜連携(1.3万円/10a)の取組に対して加算。
- ✓ 産地交付金の中で、都道府県や地域農業再生協議会が独自の助成内容を設定可能なほか、多収品種の取組に対して追加配分(1.2万円/10a)を実施。

〔独自の助成内容の例(K県I市)〕担い手による飼料用米の作付に対し、K県で5,000円/10a、I市で5,000円/10a、合計で10,000円/10aを交付

### 多収品種の種子の確保

- ✓ 関係機関が連携して需給見込情報を共有し、計画的な生産拡大を推進。
- ✓ なお、供給に不足が見込まれる品種については、飼料用米の粳を種子に転換することなどにより安定確保を推進。

### 施設・機械の導入

- ✓ 施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から、地域の既存施設の有効活用を図ることを基本としつつ、必要な施設・機械の導入に対して支援。

- ・強い農業づくり交付金  
【平成28年度予算概算決定額：208(231)億円の内数】
- ・畜産収益力強化対策【平成27年度予算額：75億円】
- ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業  
【平成27年度補正予算額：610億円】 等



## 水田活用の直接支払交付金

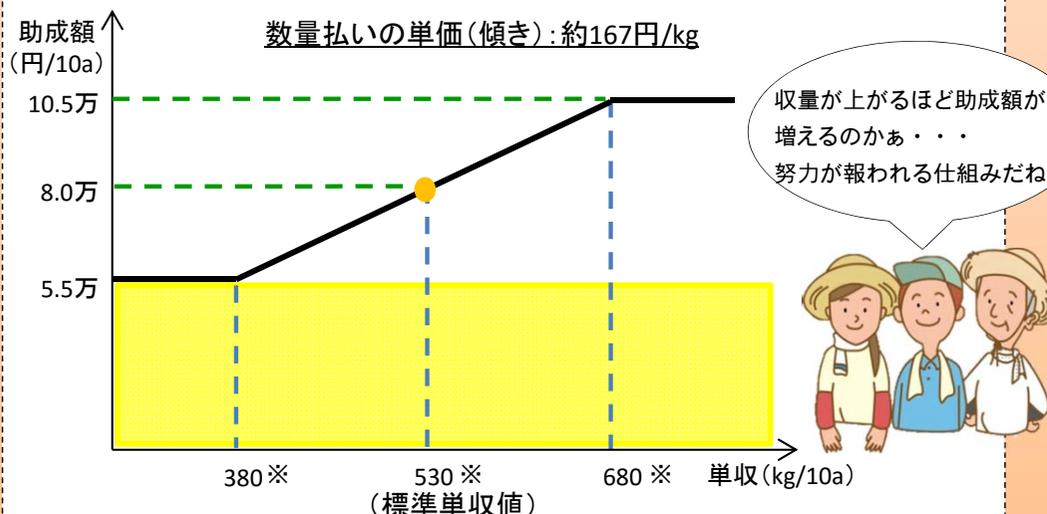
水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

### (1) 支援内容

#### ① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円～105,000円/10a

#### <飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ>



- ・数量払いによる助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。
- ・※は全国平均の年平均単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めている単収(配分単収)を適用します。

#### ② 二毛作助成

- 水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作を支援します。

15,000円/10a

作付パターン(例)	交付金額(10a当たり)
主食用米 + 麦	(米の直接支払) + 1.5万円
麦 + 大豆	3.5万円 + 1.5万円
飼料用米 + 麦	5.5～10.5万円 + 1.5万円
米粉用米 + 飼料用米	5.5～10.5万円 + 1.5万円



#### ③ 耕畜連携助成

- 耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を支援します。

13,000円/10a

#### ④ 産地交付金

- 地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、①水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組、②地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援します。
- 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。
- また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入 入札における落札 ※平成23年度に県別優先枠として配分した6万 トンについては対象外。	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して追加配分(5,000円/10a)します。

# 多収品種の種子の供給について(平成28年産作付け用)

## 【多収品種の種子の供給体制】

多収品種の種子については、主に、①都道府県種子協会等による供給、②(一社)日本草地畜産種子協会による供給が行われているところ。



上記からの供給で不足が見込まれる品種については、27年産飼料用米等の一部を28年作付け用種子に転換することで確保を推進。\*

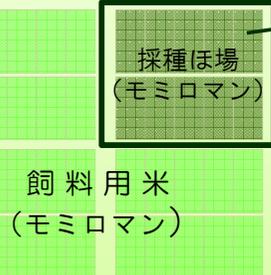
### ①採種ほ場への転換

27年産飼料用米等を栽培しているほ場の一部を、28年作付け用種子の採種ほ場へ転換。

〈イメージ〉  
転換前



転換後



※ 採種ほ場の面積の100倍の面積に要する種子を生産することが可能。

### ②収穫後のもみを転換

収穫後の27年産米もみの一部について、発芽率等の品質を確認し、28年作付け用種子に転換。

〈イメージ〉

もみの買上げ



もみの品質確認



種子に転用



写真はイメージ

\* 「平成28年作付けに向けた飼料用米等の多収品種の種子の確保について」(平成27年8月19日付け27生産第1460号生産局穀物課長、27生産第820号生産局畜産部畜産振興課長、27農会第919号農林水産技術会議事務局技術政策課長通知)

飼料用米のうち多収品種による取組面積 **25年度 9,402(43%)ha** ▶ **26年度 13,305(39%)ha** ▶ **27年度 31,198(39%)ha**

※ 「新規需要米取組計画認定」データを基に集計(平成27年10月15日時点)

# 飼料用米の利用拡大のための機械・施設整備等に対する支援について

- 産地で必要とされている飼料用米保管施設(カントリーエレベーター、飼料保管タンク、飼料用米保管庫等)の整備を支援。なお、施設整備に伴う産地の負担を軽減する観点から地域の既存施設の有効活用を図ることが基本。
- 畜産農家が飼料用米を利用するために必要な機械のリース導入や施設の整備を支援。

## ●強い農業づくり交付金（平成28年度予算概算決定額：208(231)億円の内数）

### 稲作農家が受益となる施設

- 飼料用米の生産拡大に対応するための施設の新設・増築や機能向上を支援。  
(※単独施設での整備も可能だが、周辺に利用率が低い施設があれば、複数施設の再編を行う。)

例1: 飼料用米のカントリーエレベーターを新設



例2: カントリーエレベーターを増築し、飼料用米にも対応



### 畜産農家が受益となる施設

- 自給飼料(飼料用米を含む)生産拡大 に対応するために必要な保管・加工施設等の整備を支援。  
(※長期の利用供給に関する協定を締結すること等が条件。)

例: TMRセンターに飼料用米保管タンクを増設



- 畜産収益力強化対策（平成27年度予算額：75億円）
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（平成27年度補正予算額:610億円）

- 畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体(畜産農家、飼料生産組織等)が飼料用米の保管・加工・給餌等に必要な機械のリース整備、施設整備等を支援。

例: 米粉砕機、飼料保管タンク、混合機等の導入



- 産地活性化総合対策事業のうち農畜産業機械等リース支援事業  
(平成28年度予算概算決定額：20(23)億円の内数)

- 多収品種を用いた低コスト栽培技術の実証・普及に必要な機械のリース導入を支援。

例: 水稻湛水直播機、汎用コンバイン等



# 今後の飼料用米の供給増大のイメージ

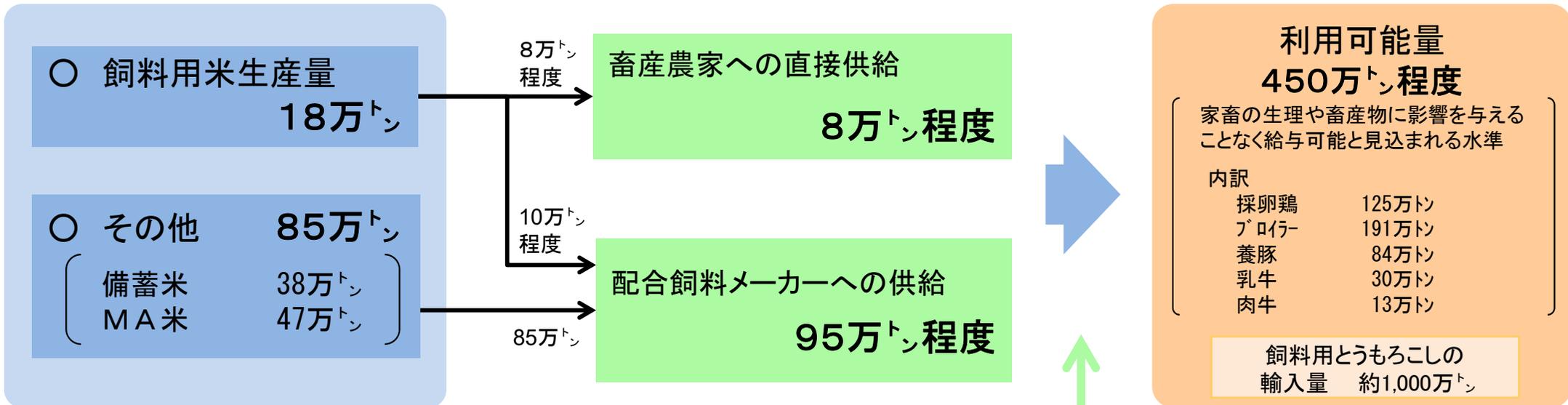
- 現状、飼料用に100万トン程度が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。
- 配合飼料原料として、米を家畜の生理や生産物に影響を与えることなく利用できる量は450万トン程度と見込まれる。
- 飼料用米の安定的な利用を図るには、低価格での供給や長期的・計画的な供給等の取組が課題。

## 現状の供給量(26年度)

## 利用可能量

### 【飼料用米供給】

### 【需要先】



※ MA米については、一部は配合飼料メーカーを通さず、大規模畜産農家に供給(約1万トン)

### <今後の取組課題>

- 配合飼料の主原料(とうもろこし等)と同等またはそれ以下の価格での供給
- 長期的かつ計画的な供給  
(現在の飼料工場は配合設計や施設面の制約から、短期・大量の受け入れは不可能)
- その他の環境整備  
(飼料用米の集荷・流通・保管施設の整備、直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減が必要)

# 飼料用米生産コスト低減推進チームについて

- 飼料用米については、「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)において、多収品種の開発や、コストの削減、担い手への農地集積・集約化等を加速させ、10年後にコスト削減や単収増により生産性を2倍に向上(担い手の60kg当たりの生産コストを5割低減)させるとの目標を設定するなど、その本作化に向けた取組を進めているところ。
- 農林水産省では、この目標の確実な達成に向け省内関係部局が一体となって現場における生産コスト低減に向けた取組を一層推進するため、「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し、現場での取組推進に必要な検討を行っているところ。

## ■飼料用米生産コスト低減推進チームの検討状況

時期	内容
平成27年 8月～9月	生産コスト低減に係る取組事例の把握
10月16日	第1回会合 ・推進チーム立ち上げ
11月13日	第2回会合 ・関係者からの意見聴取①
12月1日	第3回会合 ・関係者からの意見聴取② ・マニュアル案について
12月15日	第4回会合 ・マニュアル案について
12月17日	マニュアルの公表

・ 第1回会合 (平成27年10月16日)



第1回 飼料用米生産コスト低減推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席し、具体的なコスト低減の検討を指示しました。

・ 第2回会合 (平成27年11月13日)



第2回 推進チーム会合にも、森山農林水産大臣が出席。コスト低減に取り組む先進地域から意見を伺いました。

・ 第3回会合 (平成27年12月1日)



第3回 推進チーム会合では、飼料会社や養豚業者から利用者側の意見を伺うとともに研究開発から意見を伺いました。

・ 第4回会合 (平成27年12月15日)



第4回 推進チーム会合には、森山農林水産大臣が出席。「飼料用米生産コスト低減マニュアル案」の検討を行いました。

## ■マニュアルの公表 (平成27年12月17日)

本チームにおける検討の節目として、現場の農業者が取り組みやすい飼料用米のコスト低減策を示した「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、公表しました。なお、より現場に寄り添ったものとするため、現場での失敗事例とその対応を整理し、本マニュアルの掲載ホームページに追加掲載しています。  
(以下はマニュアル紹介パンフレット)

飼料用米の低コスト生産の実現に向けて「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成しました。

**多収実現**

多収品種の活用 + 多収栽培 = 多収の実現!

現在の生産コスト 15,200円/60kg (単収: 528kg/10a)

コスト2割削減

収量3割増の場合の生産コスト 約12,400円/60kg (単収: 686kg/10a)

**低減技術**

コスト1割削減

コスト2～3割削減

現在の平均的な	15,200円/60kg
水の低い手の楽 (低水田での栽培)	11,400円/60kg
水の低い手の楽 (低水田での栽培)	11,900円/60kg

**規模拡大**

田舎の集約化を進めることで、作業の効率化を図るなど、コスト低減に効果的です。

このマニュアルについては、以下のホームページで入手できます。  
<http://www.maff.go.jp/j/sesan/hokumotusitipouza.html>

農林水産省

# コメ・コメ加工品の輸出をめぐる状況と対応方向

## 輸出の現状

○ コメ・コメ加工品の輸出金額は堅調に増加しており、平成26年は169億円、平成27年は201億円となり対前年比で19.2%増となっている。

品 目 名		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年		(参考) 主な輸出先国
						対前年比	
コメ・コメ加工品	金額	126億円	150億円	169億円	201億円	+19.2%	米国 香港 台湾 韓国 シンガポール 中国
	数量	2,202トン	3,121トン	4,516トン	7,640トン	+69.2%	香港 シンガポール 台湾 中国 オーストラリア
コメ (援助米を除く)	金額	7億円	10億円	14億円	22億円	+56.4%	香港 シンガポール 台湾 中国 オーストラリア
	数量	2,202トン	3,121トン	4,516トン	7,640トン	+69.2%	香港 シンガポール 台湾 中国 オーストラリア
米菓 (あられ・せんべい)	金額	29億円	35億円	39億円	39億円	▲1.9%	台湾 香港 米国 シンガポール EU
	数量	3,123トン	3,606トン	4,012トン	3,679トン	▲8.3%	台湾 香港 米国 シンガポール EU
日本酒 (清酒)	金額	89億円	105億円	115億円	140億円	+21.8%	米国 香港 韓国 中国 台湾 シンガポール
	数量	14,131 キロリットル	16,202 キロリットル	16,314 キロリットル	18,180 キロリットル	+11.4%	米国 香港 韓国 中国 台湾 シンガポール

## 2020年目標と対応方向<sup>(※)</sup>

○ 輸出額目標：**600億円**  
○ 精米だけでなく、包装米飯・日本酒・米菓も含めたコメ加工品の輸出に力を入れる。

- コメ(包装米飯含む)  
現地での精米の取組や炊飯ロボットと合わせた外食への販売など、日本米のプレゼンスを高める取組を推進。  
★重点国  
新興市場：台湾、豪州、EU、ロシア、中国、米国等  
安定市場：香港、シンガポール
- 米菓  
相手国のニーズに合った商品の開発、手軽なスナックとしてのプロモーション強化。  
★重点国  
新興市場：中東、中国、EU  
安定市場：台湾、香港、シンガポール、米国
- 日本酒  
発信力の高い都市や重点市場でのイベント・事業を実施するほか、セミナー等を通じて、日本酒の良さについて普及。日本酒の生産増に対応した酒造好適米の増産が可能となるよう措置。  
★重点国  
新興市場：EU、台湾、中国、ブラジル、ロシア、韓国  
安定市場：米国、香港

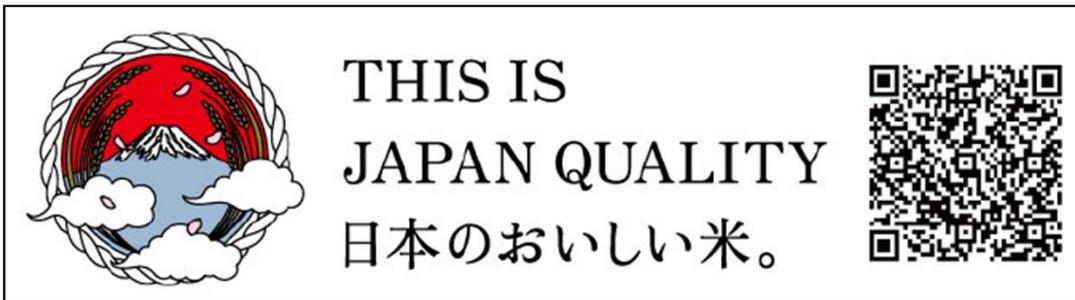
# 米・米関連食品の輸出拡大に向けた取組

- 米・米関連食品の輸出拡大のため、他の品目に先がけて、オールジャパンでコメ・コメ関連食品の輸出を促進する全国団体（全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会）を平成26年11月27日に立ち上げ。
- 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会は、26補正予算を活用して、統一ロゴマークの開発・発表、海外でのPRイベント等を開催。

## ■ 26補正予算 米輸出特別支援事業(2億円)における取組

- (1) 輸出拡大のための日本産米・コメ加工品の統一ロゴマークを開発し、国内で発表（平成27年3月13日（金））。  
（大臣出席、国内メディア約30社が参加）  
ロゴマークと併せてQRコードを表示し、日本産米に関する映像コンテンツを含むWEBページにリンクさせることにより、日本産米の良さを映像でPRする仕組みを構築。

### 〈 日本産米輸出の統一ロゴマーク 〉



(注) QRコードから、日本産米のPR映像が流れるHPへリンク

- (2) 海外では、シンガポール、上海において、統一ロゴマークを用いたPRイベントを開催。
- ① シンガポール 平成27年3月16日（月）
    - ・ 日本産米ロゴマークPRイベント
    - ・ 日本産米の試食会
  - ② 上海 平成27年3月20日（金）
    - ・ バイヤー向け日本産米セミナー
    - ・ 日本産米の試食会

- (3) ロゴマークを用いた個別プロモーション活動10ヶ国でプロモーション活動を実施。

- (4) 海外マーケティング調査  
7ヶ国について、海外現地小売店、レストランへのヒアリング等による日本産米、日本酒の定性調査及び、14ヶ国においてアンケート調査、統計データを用いた市場分析を実施。

# 一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会の概要

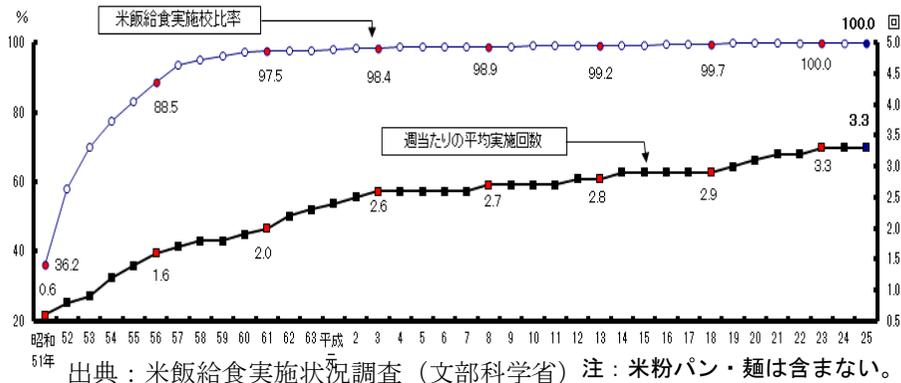
- |         |  |
|---------|--|
| 1. 設立   | 平成26年11月27日<br>(前身の全国米関連食品輸出促進会から改称し、組織目的を明確化し、オールジャパンの輸出団体として平成26年11月27日に設立。平成27年8月13日に一般社団法人化。)  |
| 2. 目的   | <ol style="list-style-type: none"><li>1. 我が国の良質な米・米関連食品の海外での需要の開拓・拡大を図り、世界のマーケットに届けるため、オールジャパンで取り組むべき共通課題の洗い出し・解決に向けた協力体制を構築すること</li><li>2. 輸出の拡大を通じて、我が国のコメ生産者の所得向上に資すること</li><li>3. 輸出拡大にむけて、協議会会員間の相互の情報収集、共有を通じ、各種連携を促進し、必要に応じて輸出事業の共同展開に資すること</li></ol> |
| 3. 事業内容 | <ol style="list-style-type: none"><li>1. オールジャパンのブランド育成</li><li>2. 海外市場開拓調査</li><li>3. 産地PR・国内商談会</li><li>4. 海外販売促進活動</li><li>5. 会員ニーズに基づく共同の取組の促進 等</li></ol>   |
| 4. 会員数  | 103会員(平成28年1月13日現在)<br>秋田おばこ農業協同組合、全国農業協同組合連合会、木徳神糧株式会社、元気寿司株式会社、株式会社神明、鈴茂器工株式会社、関谷醸造株式会社、全国米穀販売事業共済協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、株式会社永谷園、白鶴酒造株式会社、全国米菓工業組合、株式会社吉野家ホールディングス、株式会社ローソン 等   |

# 米の消費拡大

- 米の消費拡大に向けて、米飯学校給食の推進、健康面からのごはん食の効用発信などを実施。
- また、主食用米の消費の約3分の1(約250万トン)を占める中食・外食等は、業態やメニューにより求める品質や価格が様々。
- このため、①中食・外食事業者や米卸業者と米産地のマッチング、②関係者の連携による産地づくりなどを支援し、業務用米・加工用米の安定取引を推進。

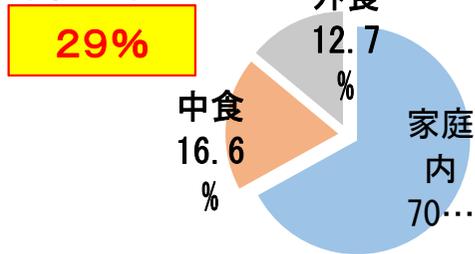
## ■ 米飯学校給食実施回数の推移

平成25年度の週あたり実施回数は3.3回



## ■ 主食用米の消費内訳等（平成26年度）

業務用米のシェア



中食・外食事業者が求める業務用米の品質（流通業者への聞き取り）  
 (例)  
 おにぎり・・・形が崩れにくいもの  
 寿司・・・酢が入りやすいもの  
 丼物・・・粘りが少ないもの

資料：米の消費動向調査((公社)米穀安定供給確保支援機構調べ)

## ○ 「ごはん給食調理講習会」を開催



栄養教諭・学校栄養職員を対象に和食献立の調理実演や試食会を行い、「ごはんに合う和食献立」のポイントや調理の仕方などを紹介

(平成27年3月開催)

(日本の食魅力再発見・利用促進事業(消費拡大全国展開事業)により実施)

## ○ 生産者と実需者のマッチングイベントを開催

業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を通じて生産者と実需者の連携(マッチング)を促進

「プロ米EXPO2015」(平成27年11月24日開催)

業務用米取引セミナー



展示商談会

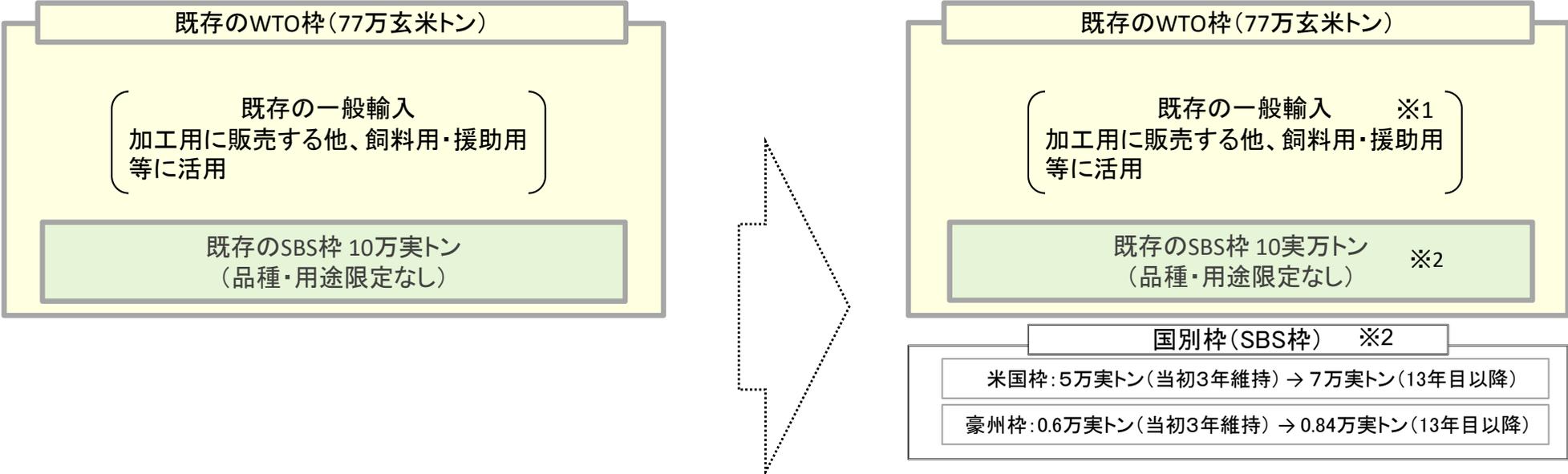


(日本の食魅力再発見・利用促進事業(消費拡大全国展開事業)により実施)

# TPP市場アクセス交渉の結果

## 米及び米粉等の国家貿易品目

■ 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持した上で、米国、豪州にSBS方式※の国別枠を設定。(国別枠は、米と米粉等の国貿品目を対象として一体的に運用。)  
 ※注:SBS方式とは、国家貿易の下で、輸入業者と国内の実需者との実質的な直接取引を可能とする売買方式。



(注)※1 国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万実トン)へ変更する予定。  
 ※2 円滑な入札手続を行うため、透明性向上の観点から、SBSの運用方法の一部について、技術的な変更を行う予定。

## 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)

- 一定の輸入がある品目等は、関税を5～25%削減。(合計13品目)
  - ・米粉調製品(加糖): 23.8%→17.8%(▲25%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約1万6千トン(2011～13年平均)]
  - ・米粉調製品(無糖): 16.0%→13.6%(▲15%・4年目)[TPP参加国からの輸入量: 約4千トン(2011～13年平均)]
  - ・その他11品目 : ▲5%の即時削減
- 輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は、関税を削減・撤廃。(合計16品目)
  - ・穀物加工品(粟粥等): 21.3%→5.3%(▲75%・6年目)[TPP参加国からの輸入量: 約130トン(2011～13年平均)]
  - ・その他15品目: 0～11年目で関税撤廃

# 各国の対日関税に関するTPP交渉結果(コメ・コメ加工品関係)

## 個別品目の交渉結果

注:「現行」はTPP交渉のベースとなった2010年1月1日時点の税率。[]内は、現時点(2015年4月現在)のEPA税率。

### (1)コメ(精米)

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	1.4セント/kg ↓ 5年目撤廃	(無税)	(無税)	20% ↓ 10年目撤廃	40% ↓ 11年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 8年目撤廃	0%+従量税 ↓ 従量税維持	(無税)	40% [22.5%] ↓ 即時撤廃	(無税)

### (2)米菓

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	無税~4.5% ↓ 即時撤廃	2%~ 5.42セント/kg + 4% ↓ 即時又は 11年目撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	10% [無税] ↓ 即時撤廃	無税又は6% [無税] ↓ 即時撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% ↓ 即時撤廃	(無税)	5% ↓ 2年目撤廃	20~30% [14.6%] ↓ 4年目撤廃	(無税)

### (3)日本酒

国名	米国	カナダ	豪州	メキシコ	マレーシア
現行 ↓ 交渉結果	3セント/リットル ↓ 即時撤廃	2.82~12.95セント/リットル ↓ 即時撤廃	5% [無税] ↓ 即時撤廃	20% [無税] ↓ 即時撤廃	25.50マレーシアリングギット per 100 vol. /リットル ↓ 16年目撤廃
シンガポール	チリ	ペルー	NZ	ベトナム	ブルネイ
(無税)	6% [無税] ↓ 即時撤廃	9% [無税] ↓ 6年目撤廃	(無税)	59% [23.6%] ↓ 3年目撤廃	(無税)

# コメの輸入制度

○ 米は、国民の主要食糧の一つであり、国内における米の安定的な生産とその継続を確保するため、WTO協定で約束したミニマム・アクセスを超える数量について、高い二次税率によりその輸入(枠外輸入)を抑制するとともに、ミニマム・アクセス米(枠内輸入)については、国家貿易を通じて国が輸入差益を徴収しつつ、用途に応じた売渡し管理を行っている。

## 【生産量】

国内生産量(水稻)	主な生産地(2013年産、水陸稲)		
8,603千玄米トﾝ (生産量シェア)	新潟県 (8%)	北海道 (7%)	秋田県 (6%)
うち主食用 8,182千玄米トﾝ			

出典:作物統計

## 【輸入量】

輸入量	主な輸入先国(2013年度)		
77万玄米トﾝ (輸入量シェア)	米国 (47%)	タイ (46%)	豪州 (5%)

(注)輸入量は、ミニマム・アクセス米の2013年度の輸入契約数量。

## 【価格】

価格の推移(円/精米kg)					
年	2009	2010	2011	2012	2013
国内価格	251	220	264	286	246
国際価格	101	69	67	63	72

出典:農林水産省「米をめぐる関係資料」

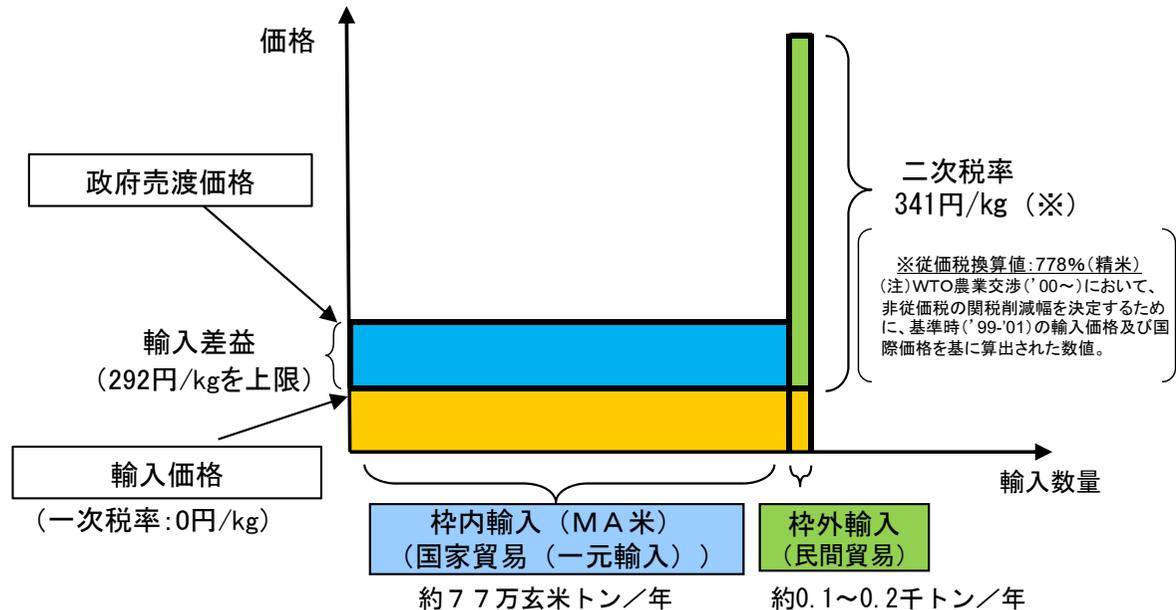
(注1)国内価格は、相対取引価格の年産平均から消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格を精米換算したもの。(年産ベース)

(注2)国際価格は、カリフォルニア州産短粒種の現地精米所出荷価格(暦年ベース)

## 【国境措置】

関税率(〔 〕は従価税換算値)		国境措置の概要
一次税率 無税 輸入差益 上限 292円/kg	二次税率 341円/kg 〔778%〕※	○ 枠内 ・国家貿易によるミニマム・アクセス(MA)米の輸入(輸入差益の徴収)
		○ 枠外 ・高水準の関税

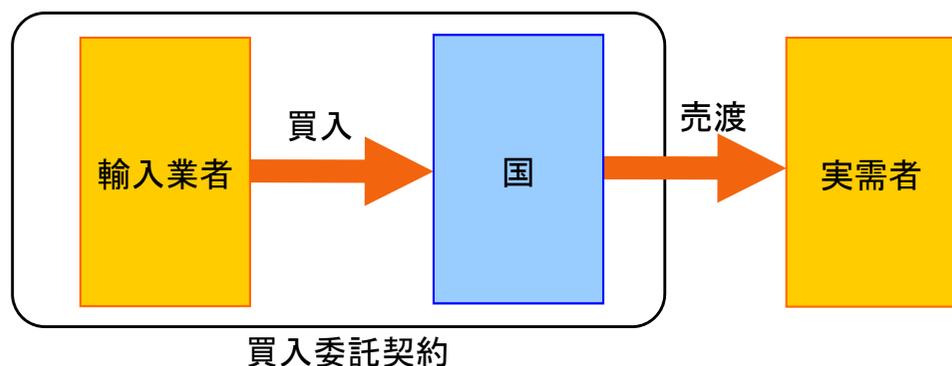
(※WTO農業交渉上の換算値)



# MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている(SBS輸入)。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。

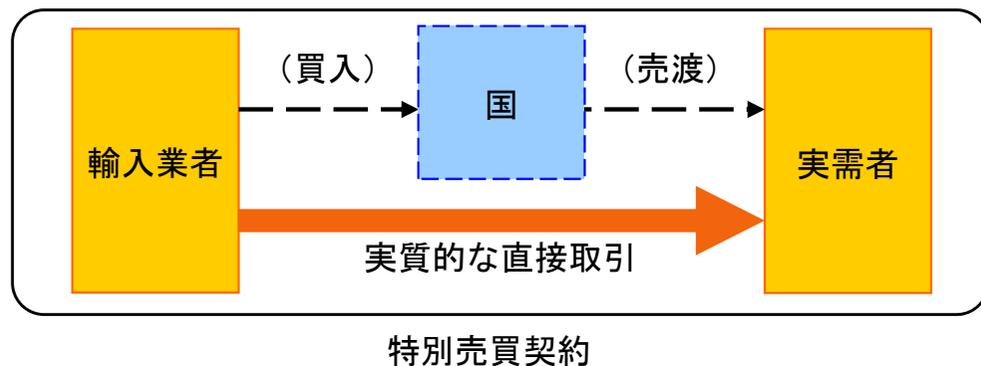
## 【一般輸入】(66万トン)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

⇒ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

## 【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入】(10万トン)



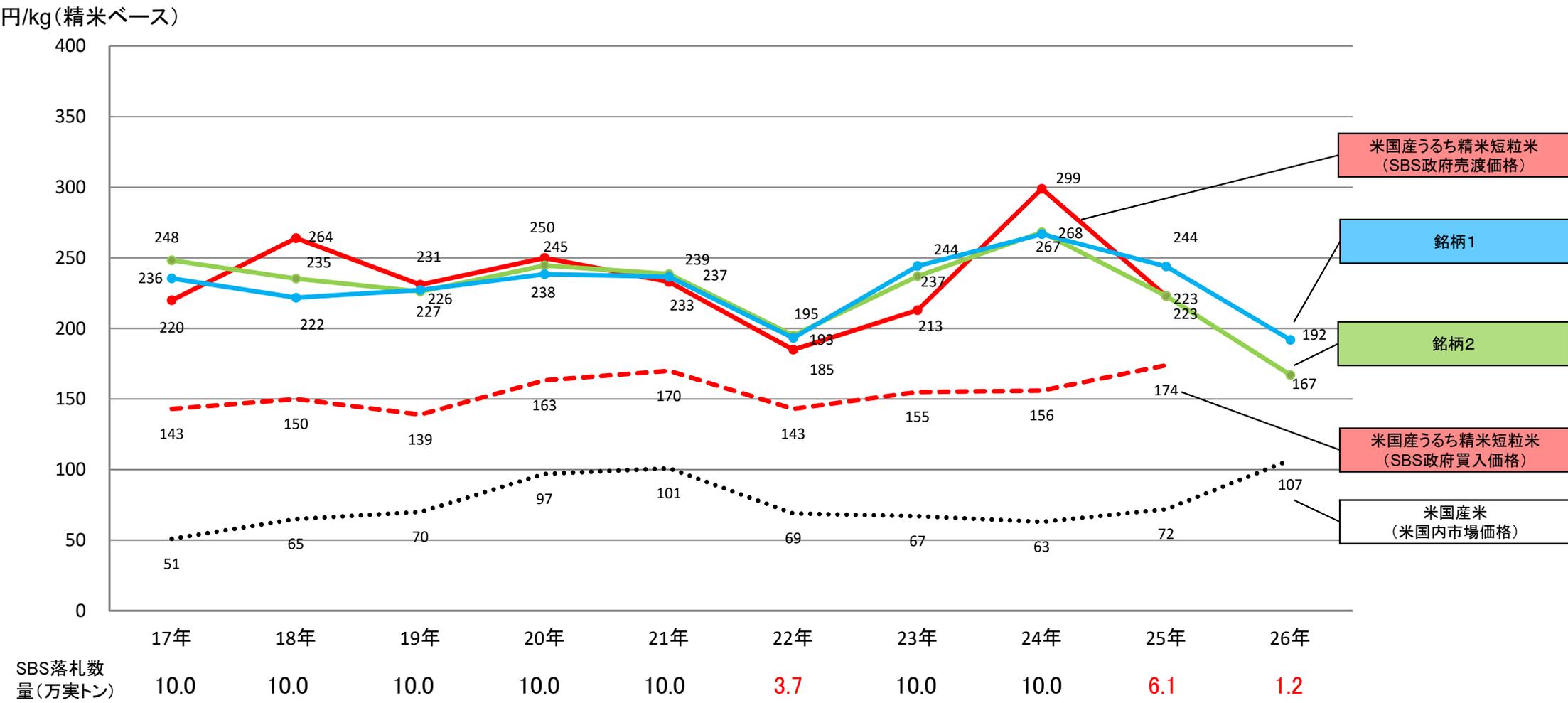
- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

⇒ 主に主食用に販売。

※: 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

# 国産米の価格と米国産SBS価格(うるち精米短粒種)との比較

□ SBSにより輸入される米は、低価格の国産米の価格水準を見据えて、国内に流通。



注1: 国産米の価格は、平成17年産以前はコメ価格センターの価格、18年産以降は相対取引価格。  
 注2: コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格(年産ベース)を精米換算(とう精代等は含まない)したもの。  
 注3: 相対取引価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格(年産ベース、当該年産の出回りから翌年の10月までが対象)を精米換算したもの。26年産については、27年4月までの価格を使用。  
 注4: 米国産SBSの政府買入価格は港湾諸経費を含む。(加重平均価格)  
 注5: 平成26年度は米国産うるち精米短粒米のSBS買入実績がないため、SBSの政府買入価格及び売渡価格のデータはなし。  
 注6: 為替レートは、年平均のもの。「International Financial Statistics Yearbook」(国際通貨基金)。26年については、暫定的に東京三菱UFJのTTSを使用。

## II TPP関連政策の目標

### 3 分野別施策展開

#### (1) 農林水産業

##### ① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

###### ○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

###### ○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

##### ② 経営安定・安定供給のための備え(重要5品目関連)

###### ○ 米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

## IV 政策大綱実現に向けた主要施策

### 3 分野別施策展開

#### (1) 農林水産業

##### ① 攻めの農林水産業への転換(体質強化対策)

###### ○ 国際競争力のある産地イノベーションの促進

(産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)

###### ○ 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

(米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)

###### ○ 検討の継続項目

(農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)

## 米

消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れます（※）。



**国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断します。**

- (※1) 備蓄米は今後も平時には最終的に非主食用（飼料用、加工用、援助用）として売却。
- (※2) 具体的な運用方法については、協定発効に向けて今後検討。

(イメージ図)

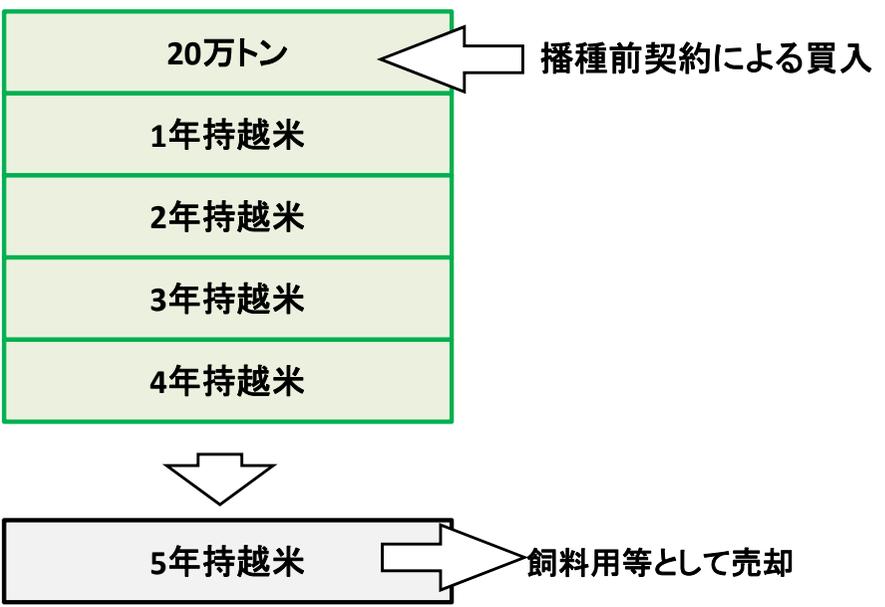


# 政府備蓄米の運営について

- 政府米の備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度として運用(10年に1度の不作(作況92)や、通常程度の不作(作況94)が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準)。
- 備蓄運営については、政府による買入・売渡が市場へ与える影響を避けるため、通常は主食用途に備蓄米の売却を行わない棚上げ備蓄を実施(備蓄米を供給するのは、大不作などの場合のみ)。
- 基本的な運用としては、適正備蓄水準100万トン程度を前提とし、毎年播種前に20万トン程度買入れ、通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却。

## 基本的な政府備蓄米の運用

原則20万t × 5年 → 100万t

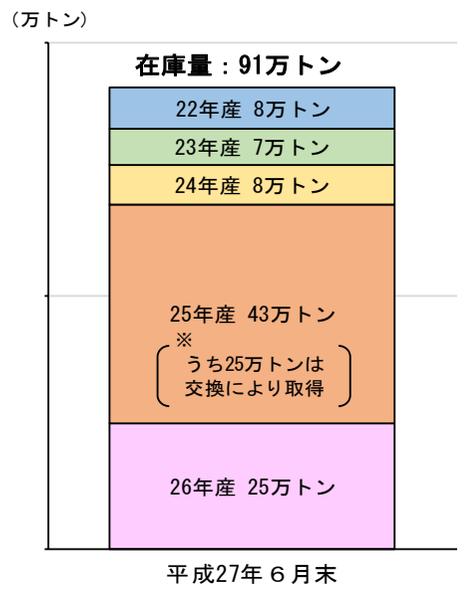


## 政府備蓄米の現在の在庫状況

【最近の買入数量】

22年産	18万トン
23年産	7万トン
24年産	8万トン
25年産	18万トン
26年産	25万トン
27年産	25万トン(予定)
28年産	22.5万トン(予定)

【現在の備蓄状況】



※ 5年を超える古米を多く保有していたことから、26年度において、政府備蓄米と25年産米(25万トン)を交換。